

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について (明治飼糧株式会社、日清丸紅飼料株式会社及び西日本飼料株式会社)

農林水産省は、明治飼糧株式会社（法人番号：4010001138693）、日清丸紅飼料株式会社（法人番号：2010001029465）及び西日本飼料株式会社（法人番号：7260001014347）から提出された「事業再編計画」について本日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の概要

明治飼糧株式会社及び日清丸紅飼料株式会社は、関東及び関西地区において、共同での新たな子会社の設立や既存子会社（日清丸紅飼料株式会社の子会社である西日本飼料株式会社）への資本参加に加え、工場・設備の改廃を行い、共同で牛用飼料製造工場の集約に取り組むことで、低コストで安全な飼料の供給を行い、畜産農家のコスト低減に寄与することを目指します。

2. 事業再編計画の認定

明治飼糧株式会社、日清丸紅飼料株式会社及び西日本飼料株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、分割による株式会社の設立及び分割による株式会社の設立の場合における不動産の所有権の取得に係る登録免許税の軽減の特例及び設備廃棄等に対する欠損金の繰戻還付の特例を受けることが可能になります。

（参考）農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

3. 事業再編計画の実施期間

開始時期：令和元年7月～終了時期：令和5年3月

4. 申請者の概要

名称：明治飼糧株式会社

資本金：4.8億円

代表者：代表取締役社長 羽川義人

本社所在地：東京都江東区新砂1丁目2番10号明治東陽町ビル10階

名称：日清丸紅飼料株式会社

資本金：55億円

代表者：代表取締役社長 水本圭昭

本社所在地：東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号さくら室町ビル4階

名称：西日本飼料株式会社
資本金：4.9億円
代表者：代表取締役社長 大成文雄
本社所在地：岡山県倉敷市水島海岸通3丁目6番地3

< 添付資料 >

明治飼糧株式会社、日清丸紅飼料株式会社及び西日本飼料株式会社の事業再編計画の概要
認定事業再編計画の内容の公表

【お問合せ先】

生産局畜産部飼料課流通飼料対策室

担当者：有江、伊藤

代表：03-3502-8111（内線4915）

ダイヤルイン：03-3591-6745

FAX：03-3502-8294

明治飼糧株式会社、日清丸紅飼料株式会社及び 西日本飼料株式会社の事業再編計画の概要

明治飼糧(株)及び日清丸紅飼料(株)は、全国において配合飼料の製造・供給を行っている配合飼料メーカーです(西日本飼料(株)は日清丸紅飼料(株)の子会社)。各社は、関東及び関西地区において、共同での新たな子会社の設立や既存子会社への資本参加に加え、工場・設備の改廃を行い、共同で牛用飼料製造工場の集約に取り組みます。これにより、**製造効率や安全管理能力を高め、低コストで安全な飼料の供給**を行い、**畜産農家のコスト低減**につなげることを目指します。

各地区における取組概要

関東

【明治飼糧(株)】(鹿島工場)

新設分割

【鹿島新会社】

【日清丸紅飼料(株)】(鹿島工場)

出資・牛用飼料の製造移管

関西

【明治飼糧(株)】(加古川工場)

出資・牛用飼料の製造移管

【西日本飼料(株)※】

(製造移管後閉鎖)

※日清丸紅飼料(株)70%出資の子会社

【事業構造・事業方式の変更】

- ・ 新設分割による鹿島新会社の設立と同社への出資
- ・ 既存子会社(西日本飼料(株))への出資
- ・ 各地区における牛用飼料製造工場の集約
- ・ 明治飼糧(株)加古川工場の撤去・廃棄

【支援措置】

税制特例

(登録免許税の軽減、設備廃棄等に対する繰戻還付の特例)

事業再編計画の主な内容

【良質かつ低廉な農業資材の供給】

- 共同して行う牛用飼料製造工場の集約によって、**製造費を低減**(製造加工費／製造数量の比率を関東地区で6.5%、関西地区で1.8%低減)し、**安価で安全な製品の供給を行うこと**で、顧客畜産農家の経営コスト削減に貢献

【生産性の向上】 関東:工場稼働率を**42%ポイント**向上

関西:従業員1人当たりの付加価値を**8.6百万円**向上

【計画の実施時期】 令和元年7月～令和5年3月

【労務に関する事項】 事業再編に伴う従業員の解雇はない

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和元年7月5日

2. 認定事業再編事業者名
明治飼糧株式会社
日清丸紅飼料株式会社
西日本飼料株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

（1）事業再編に係る事業の目標

明治飼糧株式会社及び日清丸紅飼料株式会社は、北海道において先行して実施している取組と併せて、関東及び関西の各地区において、西日本飼料株式会社を含む各生産子会社を通じてA飼料（牛用など反すう家畜用飼料）の生産を相互に委託することで、A飼料製造工場の集約や、A飼料とB飼料（A飼料及び水産専用飼料以外のもの）製造工場の完全分離等に共同して取り組む。これらにより、効率的かつ飼料等の適正製造規範ガイドライン（以下、「GMPガイドライン」という）に適合する生産体制を構築する。この取組を通じて、低コストで安全な飼料を酪農・畜産農家に供給する。

（2）良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標、生産性及び財務内容の健全性の向上に関する数値目標

① 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標

A飼料生産工場の集約とGMPガイドラインへの対応により、従来よりも安価で安全な飼料を供給することが可能となり、最終的に顧客畜産農家のコスト低減に寄与する。これらの取組の具体的な指標として、A飼料の製造加工費／製造数量を現状（平成29年度）と比べて令和4年度には、関東地区において6.5%、関西地区において1.8%、それぞれ低減することを目標とする。

② 生産性の向上に関する目標

生産性の向上に関しては、関東地区では、設備稼働率を現状（平成29年度）と比べて令和4年度に42%ポイント向上させる。関西地区では、従業員1人当たりの付加価値を現状（平成29年度）と比べて令和4年度に8.6百万円向上させることをそれぞれ目標とする。

③ 財務内容の健全性に関する目標

財務内容の健全性については、各社の令和4年度における有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を超えることを目指す。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

（1）事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業
配合飼料製造事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容
（事業の構造の変更）

・分割

関東地区にて、明治飼糧株式会社鹿島工場を新設分割し、鹿島新会社を設立する。

(分割会社)

- ・ 名称：明治飼糧株式会社
- ・ 住所：東京都江東区新砂 1 丁目 2 番 10 号明治東陽町ビル 10F
- ・ 代表者：代表取締役社長 羽川義人
- ・ 資本金：4 億 8,000 万円

(設立会社)

- ・ 名称：鹿島新会社（仮称）
- ・ 住所：茨城県神栖市大字東深芝 2-12
- ・ 代表者：未定
- ・ 資本金：2 億円（予定）

・ 配合飼料製造施設・設備の撤去・廃棄

明治飼糧株式会社は同社加古川工場の施設の撤去及び設備の廃棄を行う。

イ 事業方式の変更（法第 2 条第 5 項第 2 号）

明治飼糧株式会社及び日清丸紅飼料株式会社は先行して実施している北海道の取組と併せ、関東地区では、鹿島新会社においてGMPガイドラインへの対応と生産能力増強のための設備投資を行い、日清丸紅飼料株式会社は鹿島新会社への資本参加と、自社鹿島工場におけるA飼料の製造を鹿島新会社へ委託する。関西地区では、日清丸紅飼料株式会社の生産子会社である西日本飼料株式会社が、GMPガイドラインへの対応とA飼料の生産能力増強のための設備投資を行い、明治飼糧株式会社は、西日本飼料株式会社への資本参加とA飼料の生産委託を行う。これらにより関東及び関西地区において、A飼料製造工場の集約を行う。

(2) 事業再編を行う場所の住所

日清丸紅飼料株式会社	本社	東京都中央区日本橋室町 4 丁目 5 番 1 号さくら室町ビル 4F
	鹿島工場	茨城県神栖市東深芝 2-5
明治飼糧株式会社	本社	東京都江東区新砂 1 丁目 2 番 10 号明治東陽町ビル 10F
	鹿島工場	茨城県神栖市大字東深芝 2-12
	加古川工場	兵庫県加古川市平岡土山 192-2
西日本飼料株式会社	本社	岡山県倉敷市水島海岸通 3 丁目 6 番 3

(3) 関係事業者又は外国法人に関する事項

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和元年 7 月 5 日

終了時期：令和 5 年 3 月 31 日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に伴う競争に関する事項

該当なし

別表

事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第5項第1号の要件			
	分割	(分割会社) ・ 名称：明治飼糧株式会社 ・ 住所：東京都江東区新砂 1 丁目 2 番 10 号明治東陽町ビル 10F ・ 代表者：代表取締役社長 羽川義人 ・ 資本金：4 億 8,000 万円 (設立会社) ・ 名称：鹿島新会社（仮称） ・ 住所：茨城県神栖市大字東深芝 2-12 ・ 代表者：未定 ・ 資本金：2 億円（予定） 分割期日：令和元年 10 月 1 日	租税特別措置法第 80 条第 4 項第 3 号及び第 6 号 （分割による株式会社の設立及び分割による株式会社の設立の場合における不動産の所有権の取得に係る登録免許税の軽減）
規則第1条第1項の要件			
	十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄	(撤去する施設とその内容) 明治飼糧株式会社加古川工場 住所：兵庫県加古川市平岡土山 192-2 帳簿価格：50 百万円 撤去期日：令和 2 年 6 月予定 撤去比率：5.4% (廃棄する設備とその内容) 配合飼料製造設備 設置場所：兵庫県加古川市平岡土山 192-2 帳簿価格：102 百万円 廃棄期日：令和 2 年 6 月予定 廃棄比率：11.1%	租税特別措置法第 66 条 13 （設備廃棄等に対する繰戻還付の特例）
法第2条第5項第2号の要件			
	農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	関東地区では、明治飼糧株式会社鹿島工場を新設分割し、新会社（以下、鹿島新会社）を設立する。鹿島新会社ではGMPガイドラインへの対応と生産能力増強のための設備投資を行う。日清丸紅飼料株式会社は鹿島新会社へ資本参加し、自社鹿島工場で行っているA飼料の製造を鹿島新会社へ委託する。 関西地区では、日清丸紅飼料株式会社の生産子会社である西日本飼料株式会社において、GMP ガイドラインへの対応と A 飼料の生産能力増強のための設備投資を行う。明治飼糧株式会社は西日本飼料株式会社に資本参加し、A 飼料の生産委託を行う。これに伴い、明治飼糧株式会社は自社加古川工場を閉鎖する。	